

## 随意契約理由書

件名	西神中央百貨店ビル エレベーター整備	
契約の相手方	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>本件はエレベーターを構成するかご・三方枠等を流用したうえで、巻上機・制御盤・操作盤・表示器具・着床装置等の制御機器の取替を行う。</p> <p>加えて、建築基準法既存不適格の解消のため、戸開走行保護装置等の装備を行い、安全機能の充実を図る。</p> <p>本件の取替部品は当該機器の主要な構成部品で、他のメーカーのエレベーターとは構造が異なるため互換性が無く、構成部品を調達できるのは製造会社である上記業者のみである。</p> <p>また、既存流用部品と取替部品の一体的な責任施工によって安全性を担保し、機器全体の性能及び品質を保証できるのも製造会社である上記業者のみである。</p> <p>よって、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局高速鉄道部施設課設備係	(電話番号 984-0179)